令和６年度住民税非課税世帯が対象の「物価高騰臨時特別給付金」

手続きがお済みでない場合は５/30までに申請を

令和６年度住民税非課税世帯を対象に、物価高騰の支援として支給する「物価高騰臨時特別給付金」の申請を５月30日（金）まで受け付けています。対象世帯で手続きがお済みでない場合は、手続きをお願いします。

なお、本給付金の受給は、１世帯１回のみです。すでに受給または申請した世帯は、手続きの必要はありません。

詳しくは、市ＨＰをご覧いただくか物価高騰臨時特別給付金コールセンター（☎71－7627 ※平日の８:30～17:15）へ。

市ＨＰ

物価高騰臨時特別給付金（支給額：１世帯当たり３万円）	
対象世帯	令和６年12月13日時点において、大垣市に住民票があり、世帯全員の令和６年度住民税（均等割）が課税されていない世帯 ※ただし、次の①～④のいずれかに該当する世帯は除く ①令和６年１月１日時点で、日本国内に住民登録がない人のみで構成されている世帯 ②世帯の全員が、住民税均等割が課せられている他の親族などの扶養を受けている世帯 ③租税条約による住民税の免除を届け出ている人がいる世帯 ④すでに他の市区町村で３万円の給付を受けている世帯
手続方法	市から届いた申請書類（確認書）などの記載内容を確認し、必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で５月30日（金）までに返送してください［当日消印有効］ ※確認書が届いた人は、電子申請可

こども加算（支給額：対象児童１人当たり２万円）

「物価高騰臨時特別給付金」を受給した世帯で、18歳以下（平成18年４月２日以降生まれ）の児童を扶養している世帯を対象に、「こども加算」として児童１人当たり２万円を支給します（原則、手続き不要）。

同給付金を支給した後、こども加算の対象となる世帯の世帯主に支給通知書を順次郵送しますので、ご確認ください。

なお、次のいずれかに該当する世帯は、申請が必要になりますので、コールセンターへご連絡の上、申請書をご請求ください。

・転出後、令和７年７月31日までにお子さんが生まれた世帯
　⇒申請期限：令和７年７月31日まで
・学校の寮で生活している場合など、令和６年12月13日時点で住民票上の同一世帯にない児童を扶養している世帯
　⇒申請期限：令和７年５月30日まで

国民年金の手続きはマイナポータルから簡単に申請できます

国民年金第１号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請は、マイナポータルを利用した電子申請ができます。

申請には、マイナンバーカードやマイナポータルの利用登録が必要となりますが、マイナンバーなどの情報を活用して、24時間365日スマートフォンやパソコンで申請書などを作成できます。また、処理状況や申請結果の確認もできます。

電子申請を希望される人は、日本年金機構ＨＰをご覧いただくか、ねんきん加入者ダイヤル（☎0570－003－004）へ。

日本年金機構ＨＰ

後期高齢者医療保険料特別徴収平準化のお知らせ

後期高齢者医療保険料の特別徴収（年金天引き）による納付額を１年を通じて均等に平準化するため、次の人を対象に、令和７年度の後期高齢者医療保険料仮徴収額変更通知書を６月初旬に発送します。

▶**対象**／仮徴収額（４～８月までの年金天引き額）が、本徴収額（10月～令和８年２月までの年金天引き額）に比べて大きくなると見込まれる被保険者

▶**問合せ**／国保医療課福祉医療・後期医療グループ（☎47－8140）へ

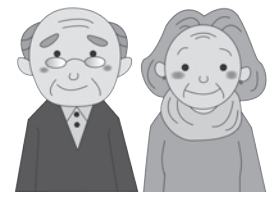

道路事故防止のための情報提供

市は、市道の維持管理の一環として道路パトロールを行い、道路の不具合箇所の早期発見に努めています。

道路に空いた穴や側溝の蓋割れ、カーブミラーの向きのずれなどを発見された場合は、道路課（☎47－8634、e－mail：douroka@city.ogaki.lg.jp）へご連絡ください。

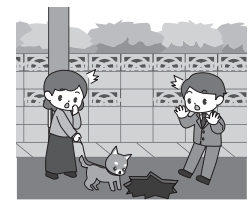

市民病院・豊田院長の健康コラム No.14

市民病院の電子カルテ

～患者さんのすべての健康情報が分かります～

今回は話題を変えて、病気ではなく市民病院のカルテのお話をさせていただきます。診察室でのお医者さんは、かつては紙のカルテに患者さんの症状などを書きながら診察していました。今はパソコンの画面を見ながら診察していますね。これを「電子カルテ」といいます。知っておられる方も多いかもしれません。患者さんからは「先生はいつもパソコンばっかり見ていて私の方を見てくれない」とよく叱られます。

現在の病院では、カルテの内容を紙に書く代わりに電子カルテに入力します。そして、電子カルテ上で患者さんの検査結果などを見ながら診断や治療を考えています。もし、2006年以降に市民病院に一度でもかかった方なら、受診時の症状、採血結果、レントゲンやCTなどの画像写真、胃・大腸などのカメラの写真、処方された薬の内容など、その患者さんのすべての情報が電子カルテに入っており、それが瞬時に電子カルテの画面に出てきます。この情報は、病院中のどこの電子カルテでも見ることができます。

これは患者さんが救急などにかかった場合に絶大な威力を発揮します。急に調子が悪くなって市民病院を受診した際、昔なら本人から市民病院に通院歴があるかどうかを聞き、通院していればどの科なのかを調べて、その科の外来に紙のカルテを探しに走っていました。ずっと昔にかかった方だともうカルテが残っておらずどういう状況だったのか分からないということも少なくありませんでした。今ならお名前と生年月日が分かれば、その場でその患者さんのカルテを開いて見ることができます。そうすると、どういう背景の方か、どういう持病があるのか、どういうお薬を内服しているか、その場ですべての情報が得られ、それを頭に入れながら診断・治療に当たれるのです。いつも診てもらっている主治医の先生でなくても、どういう状況の患者さんなのかすぐに分かるわけです。調子が悪い方は何かしら持病を持っていることも多く、それに対してどういう治療がされているか、どういう方針になっているかを知ることは非常に大切です。どの医者が診察してもこれらを知った上で診療に当たれるというのは、医師にとっては大変心強いことです。

ただ、残念ながら今のところ市民病院の診療情報は、市民病院でしか見れません。他の病院にかかると、その患者さんがどういう方であるかは全く分からず、１から調べ直す必要があります。国は将来、全国のすべての医療機関がお互いに他の施設のカルテ内容を見れるようにしたいと考えていますが、個人情報漏洩の懸念もあり、なかなか進んでいません。

一方、西濃地域においては、クリニックで市民病院での検査結果や処方をインターネットで見られるようにする「OMNet（オーエムネット）」という取り組みを10年来行っています。かかりつけの先生のところで市民病院のカルテの一部が見れるシステムです。かかりつけの先生に、市民病院で行ったご自分の詳しい検査の結果がクリニックで見れないか、一度聞いてみてもいいでしょう。

市民病院の電子カルテ

コラムで取り上げてほしい話題などは、入力フォームへ

入力フォーム